

## 乳幼児医療給付事業の対象拡充及び事業名の改称について（お知らせ）

平素は、支払基金の業務運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 10 月から鹿児島県内各市町村において実施している乳幼児医療給付事業（住民税非課税世帯の未就学児を対象とした現物給付）が令和 3 年 4 月 1 日より次のとおり変更されることとなりましたのでお知らせいたします。

### 1 医療給付事業の対象年齢の拡充

変更前		変更後
【令和 3 年 3 月診療分まで】		【令和 3 年 4 月診療分から】
住民税非課税世帯の	⇒	住民税非課税世帯の
6 歳に達する日以降		18 歳に達する日以降
最初の 3 月 31 日までの者		最初の 3 月 31 日までの者
（未就学児）		（高校 3 年生まで）

### 2 事業名 <公費負担者番号（法別番号「80」）>

乳幼児医療給付事業	⇒	子ども医療給付事業
-----------	---	-----------

※ 現在ご使用の医事システムによる受付・請求業務等に支障のないよう、必要に応じてシステム改修等をお願いいたします。

#### 【本件に対する問い合わせ先】

社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部  
事業管理課  
TEL 099-255-0121（代表）

## ➤ 公費実施機関の新設について

実施機関名称	公費負担者番号		設定年月日
三島村福祉事務所	生活保護法	12465019	令和 3 年 4 月 1 日
	中国残留邦人等	25465014	